

iDeCoについて

節税しながら老後資金の準備ができる「iDeCo (イデコ)」についてご紹介します。



1 iDeCoとは

iDeCoは、正式名称は「個人型確定拠出年金」と言います。自分で決めた掛金額を毎月積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めて行ける年金制度です。

2 掛金について

掛金は月額5,000円から、1,000円単位で自分で決めることができ、国民年金の被保険者であれば、原則65歳まで拠出が可能です。

掛金は全額所得控除されますので、その分税負担が軽減されます。例えば、掛金が毎月10,000円で、所得税の税率が20%、住民税の税率が10%の場合、年間36,000円、税負担が軽減されます。

ただ、積み立てた年金資産は基本的に60歳になるまでは引き出せないため、無理なく積み立てていける金額をよく考えて決める必要があります。

5 制度改正

令和8年12月(令和9年1月掛金引き落とし分)から、iDeCoの加入可能年齢が65歳未満から70歳未満に引き上げ

3 運用について

運用する商品の配分や組み合わせを、自分で決めます。元本割れリスクの低い商品を選ぶのも、高い運用益を狙ってリスクの高い商品を選ぶのも自由です。

運用益は、自分が選んだ運用商品に再投資されます。通常、金融商品の運用益には20.315%の税金がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税ですので、運用益が全額再投資されます。

4 年金資産の受け取り方

iDeCoの老齢給付金は原則として60歳以降に「年金」か「一時金」、又は「年金と一時金を併用」して受け取ることができます。

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」の対象に、一時金の場合は「退職所得控除」の対象になりますので、ここでも税負担が軽減されます。

られるとともに、第3号加入者以外の掛金上限額が引き上げられます。

区分	対象者	改正前拠出限度額	改正後拠出限度額
第1号加入者	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生	iDeCo・国民年金基金等合計で月額6.8万円	iDeCo・国民年金基金等合計で <u>月額7.5万円</u>
第4号加入者	国民年金任意加入被保険者		
第2号加入者 (企業年金あり)	会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者	月額2.0万円	iDeCo・企業年金等合計で <u>月額6.2万円</u>
第2号加入者 (企業年金なし)		月額2.3万円	<u>月額6.2万円</u>
第5号加入者 ※新設	60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者	(新設のため改正前なし)	iDeCo・企業年金等合計で <u>月額6.2万円</u>
第3号加入者 ※変更なし	国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	月額2.3万円	月額2.3万円

NTS Voice

CONTENTS

- 01. 残存費用請求と消費者契約法
- 02. 外国人の不動産登記について
- 03. 2026年に予定されている人事・労務関連の主な改正
- 04. iDeCoについて

NTS総合コンサルティンググループ
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
 電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合弁護士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人
- NTS総合司法書士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

晩春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。新年度を迎えましたが、世界はトランプ大統領による予測不能な政策と、その強大な影響力に翻弄され続けおり、国内企業の7割が影響を受けているとも言われています。

さて、昨今、日本のM&A市場は取引件数・金額とも過去最高水準で推移しており、2025年には、件数5,000件超、取引金額も前年比2倍近い約35兆円規模に達するようです。深刻な後継者不足による中小企業の事業承継や、大手企業による成長戦略(DX、海外展開)を目

的としたM&Aが活発となっています。

中小企業がM&Aをする目的は、事業規模の拡大や人材確保等、企業の競争力や持続的な成長を意図して行われるものですが、昨今、M&A業者の増加と顧客獲得競争の激化を背景に、M&Aにおける様々なトラブルも増加しています。

M&Aに取り組む場合、法律・会計の専門家だけでなく、取引金融機関等様々な関係者のアドバイスを受けながら進めることが重要となることにご留意願います。

敬具



NTS総合弁護士法人

残存費用請求と消費者契約法

契約が中途解約された場合に部品代等の設置費用を顧客に支払わせる契約条項、すなわち残存費用請求条項が有効かどうか争われた事案につき、令和7年12月23日、最高裁判所が判断を示しました。以下、事案の概要及び最高裁判所の判決につき解説いたします。

1 事案の概要

LPガス供給業者Xは、建売業者Aの新築住宅に、Xの費用負担でLPガス消費配管等を設置した(Aに設置費

用は請求せず)。Xは住宅の買主Y(消費者)との間で10年間のLPガス供給契約を締結し、当該契約では、供給開始から10年未満でYが契約を終了させた場合、Xに対

→次ページに続く

して設備費用の残存価格を支払う旨の条項（本件条項）が存在した。

2年後、YがXとの契約を終了させたところ、Xは設備費用の残存価格をYに請求した。Yは、本件条項が消費者契約法9条1項1号（平均的な損害の額を超える損害賠償の予定又は違約金）に該当し、無効であると主張した。

2 下級審の判断

第一審は、本件条項は中途解約に対する違約金を定める合意というべきものであるとして、Xの請求を棄却しました。これに対し控訴審は、本件条項は、Yが支払うガス料金の中から回収することが予定されていた設備費用の未回収分を、Yにおいて支払う合意であって、違約金等条項に当たらないとしてXの請求を認めました。

3 最高裁判所の判決概要

本件条項は、設備設置の対価を定めたものではなく、短期間での解約を防止し、供給契約を長期間維持することを図るとともに、先行投資された設置費用に関してXが被る可能性のある損失を補填することも目的の一つというべきであり、実質的に解除に伴う損害賠償の額の予定

又は違約金の定めとして機能することから、違約金等条項に当たると判断しました。

その上で、平均的な損害の額を超えるものであるかにつき、供給開始から10年経過してもガス料金が減額されるわけではなく、

- ・ 設置費用とガス料金との関係が契約上不明確なものであったこと

- ・ LPガスの価格に法令上の規制がなく、LPガス販売事業者は自由にガス料金を設定できることを考慮すると、Xは設備費用の全部を回収できない契約者が一定数生じることを見越してガス料金を設定できること

から、解除に伴いXに生じる平均的な損害は存在せず、本件条項は消費者契約法9条1項1号により無効になると判断しました。

4 本判決の評価

解約時の費用請求条項はガス供給契約に限らず広く用いられています。しかし、実質的に短期解約の防止や収入補填が目的であると評価される場合で、かつサービスの利用対価と設備費用等の関係性が不明確な場合には、本件と同様に消費者契約法9条1項1号の適用により無効と判断される可能性があり、注意が必要です。

労務

NTS丸の内社会保険労務士法人



2026年に予定されている 人事・労務関連の主な改正

1 女性活躍推進法の改正（2026年4月1日施行）

これまで、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に「男女間賃金差異」の情報公表が義務付けられていましたが、常時雇用する労働者数が101人以上の企業についても、情報開示の必須項目として「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

2 高齢労働者の労災防止対策の強化（2026年4月1日施行）

事業主による「高齢労働者の労働災害防止対策」が努力義務化されます。身体機能の変化に応じた作業環境の改善や、心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等の健康管理、安全教育の実施などが求められます。

3 在職高齢年金の支給停止基準額の引き上げ（2026年4月1日施行）

在職高齢年金の支給停止基準額が、51万円から65万円に引き上げられます。

賃金と老齢厚生年金の合計額が65万円までであれば、年金を全額受給できるため、高齢者の就労意欲の向上や

企業の柔軟な賃金設計を後押しする改正です。

4 障害者雇用率の引上げ（2026年7月1日施行）

民間企業の障害者法定雇用率が現在の2.5%から2.7%へと引き上げられます。これに伴い、対象となる事業主の範囲も「従業員37.5人以上」へと拡大されます。現在は対象外の企業も義務化の対象となる可能性があるため、自社の雇用状況を再確認し、業務の切り出しや受け入れ体制の整備、採用計画の早期策定といった準備が不可欠です。

5 カスタマーハラスメント・就活等セクハラ防止対策の義務化（2026年10月施行予定）

カスタハラ（カスタマーハラスメント）および就活等セクハラ（就活等セクハラ）の防止措置が全事業主の義務となります。顧客の理不尽な要求や、求職者・インターン生への性的な嫌がらせから働く人を守るため、相談窓口の設置や対応マニュアルの整備、被害者のケアが必須です。法遵守だけでなく人材流出を防ぐためにも、組織的な予防・対応体制の構築が急務です。

登記

外国人の不動産登記について

1 不動産登記の必要書類について

不動産登記の場合、売買の場合で言えば、売主の印鑑証明書、買主の住民票が必要となります。外国人が売買の当事者となる場合にも、その外国人が日本の居住者であれば、印鑑証明書、住民票を取得することができるので、問題はありません。

これに対して、日本に住所を有しない外国人の場合には、別の書類を用意する必要があります。

印鑑証明書については、中国、台湾のように印鑑登録制度がある国では印鑑証明書を用意すれば大丈夫ですが、印鑑登録制度がない国がほとんどです。そのため、印鑑登録制度がない国の外国人については、在日大使館、領事館や、自国又は居住国の公証人により発行される署名証明書（サイン証明書）を用意する必要があります。

住民票については、中国では「公証書」、台湾では「戸籍謄本」などを用意すれば大丈夫です。そのような住所証明制度がない国については、居住国の公証人に宣誓供述書を発行してもらうことが多いです。

2 登記申請手続きについて

海外居住者（日本人も含みます）を所有者とする登記を申請するにあたっては、国内における連絡先となる者の氏名・住所等の「国内連絡先事項」を情報提供する必要があります。国内連絡先となる方の承諾書や印鑑証明書が必要になるなど注意が必要です。

また、外国人を所有者とする登記を申請するにあたっては、ローマ字氏名（アルファベット表記）を申請情報として提供する必要があります。その際

の添付書類として、「ローマ字氏名を証する情報」（ローマ字氏名の記載のある住民票、原本証明付きのパスポート等）を提供する必要があります。パスポートがない場合には、ローマ字氏名が自分のものに相違ない旨、及びパスポートを所持していない旨が記載された上申書（署名又は記名押印されたもの）を提供する必要があります。

さらに、外国文書は外国語で記載されていることがほとんどであるため、日本語の訳文が必要です。法務局に添付する訳文は、通常、当方で翻訳して提供することがほとんどです。

3 外国人が当事者となる相続登記について

外国人が当事者となる相続登記についても、日本人の

場合と異なる配慮が必要です。外国人が被相続人となる場合には、日本の相続法が適用されるのか否かがそもその問題となります。

法の適用に関する通則法の第36条では、「相続は、被相続人の本国法による」とされています。被相続人の本国法に従って日本法が適用されることがあるため、専門的な知識が必要となります。以前、北朝鮮出身の方が被相続人となる相続登記を担当しましたが、日本の相続法が適用されたため、日本人と同様の処理をすることができました。

被相続人の家族関係を証明する書類は、戸籍制度がある国以外では、外国人登録原簿があればそれを使用することがほとんどです。